

## 西はりま消防組合の予防業務に関する重要なお知らせ

令和5年5月8日（月）より相生消防署、たつの消防署、太子消防署の予防業務を西はりま消防本部予防課内で共同実施することとさせていただきます。（※一部例外あり）

相生市、たつの市、太子町内に所在する事業所関係者等からの予防に関する申請・届出等やご相談などの対応場所を下表のとおり変更いたします。

事業所関係者の皆様には、ご不便をおかけしますが、ご理解・ご協力のほどお願い申し上げます。

なお、宍粟市及び佐用町（佐用町光都を除きます。）につきましては、これまでどおり各消防署（宍粟消防署、佐用消防署）での対応となりますのでご注意ください。

### ◆令和5年5月8日以降の予防業務に関する対応場所◆

事業所所在地	対応場所（変更前）		対応場所（変更後）
相生市	相生消防署	➡	<b>西はりま消防本部予防課内</b> 〒671-1692 たつの市揖保川町正條 279 番 1（揖保川総合支所 2 F） TEL：0791-76-7120 FAX：0791-72-6119 メールアドレス：yobo@fd-nishiharima.hyogo.jp <b>【受付時間】平日（土日・祝日、年末年始を除く）</b> 午前 8 時 30 分～17 時 15 分まで（12 時 00～13 時 00 分を除く） ※混雑等を避けるため申請等は、 午前 9 時 00 分～午後 16 時 30 分まで（12 時 00 分～13 時 00 分を除く） をお願いいたします。
たつの市 （佐用町光都、上郡町光都 1 丁目～3 丁目を含む。）	たつの消防署		
太子町	太子消防署		
宍粟市	宍粟消防署	➡	<b>宍粟消防署</b> 〒671-2542 宍粟市山崎町船元 34 番地 1 TEL：0790-62-8201 FAX：0790-63-0119 メールアドレス：shiso-yobo@fd-nishiharima.hyogo.jp
佐用町（佐用町光都を除きます。）	佐用消防署	➡	<b>佐用消防署</b> 〒679-5307 佐用郡佐用町円応寺 233 番地 1 TEL：0790-82-3873 FAX：0790-82-0119 メールアドレス：sayo-somu@fd-nishiharima.hyogo.jp

### 《お願い》



業務により担当者が不在となる場合がございます。

来庁される場合には、事前にお問い合わせをお願いいたします。

### 【一部例外となる業務】

以下の書類については、これまでと変わらず相生、たつの、太子の各消防署等までご提出下さい。

- ・火災とまぎらわしい煙又は火災を発生おそれのある行為の届出書（火災予防条例 第 45 条第 1 項第 1 号）
- ・煙火打上げ・仕掛け届出書（ " 第 2 号）
- ・道路工事・占用・使用届出書（ " 第 5 号）
- ・消防訓練実施計画（結果）報告書（保育所、こども園、幼稚園、小学校、中学校）
- ・水道断水・減水届出書（ " 第 4 号）